

1 外部監査の概要

1.1 外部監査の種類

地方自治法(以下「地自法」という。)第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

1.2 選定した特定の事件 (監査テーマ)

1.2.1 特定の事件(監査テーマ)

(1) 中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(2) 農業振興に関する財務事務の執行について

1.2.2 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

鮮度が命の生鮮食品。産地から届く大量の多種多様な魚や野菜を受け入れ公正な取引で消費者のもとへ送り出す卸売市場が、安定供給に力を発揮してきた。道内の拠点市場として、札幌圏など約 230 万人の食を支えるとともに、北海道という大きな生産地として全国に供給する重要な役割を担っている。(出典：札幌市中央卸売市場ホームページ)

また、平成 11 年 7 月に公布・施行された「食料・農業・農村基本法」(平成 11 年法律第 106 号)においては、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することとしており、また、凶作や輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保する責務を定めている。

市の令和 4 年度予算における中央卸売市場事業費は、4,129 百万円(前年度 4,070 百万円から 1.4%増)となっている。また、農政部事業予算については、570 百万円(前年度 517 百万円から 10%増)となっている。(出典：札幌市令和 4 年度各会計予算総括表)

中央卸売市場事業費は、一般会計と比べると 0.35%であり、農政部事業予算においては、一般会計の 0.049%でありいずれも大規模なものではない。

しかしながら、近年問題となっている食の安心安全、食料自給率や食料安定供給の重要性から、札幌市外部包括監査において中央卸売市場事業及び農業振興を初めて監査テーマとして取り上げることとした。

1.3 外部監査の方法

1.3.1 監査の要点

(1) 中央卸売市場

- ア．市の人口や面積等に対して適切に構築されているか。
- イ．施設や備品等の整備、運営管理が適切に行われているか。
- ウ．財務事務が法令及び規程等に従って適切に行われているか。
- エ．事業に係る契約事務は、法令及び規程等に従って適切に行われているか。また、締結された契約は経済的なものとなっているか。
- オ．事業に対し、適切に検証、的確な評価をされているか。
- カ．計画における目標を実現するための今後の課題について適切に把握され、対応策が検討されているか。

(2) 農業振興

- ア．市の人口や面積等に対して適切に構築されているか。
- イ．施設や備品等の整備、運営管理が適切に行われているか。
- ウ．財務事務が法令及び規程等に従って適切に行われているか。
- エ．事業に係る契約事務は、法令及び規程等に従って適切に行われているか。また、締結された契約は経済的なものとなっているか。
- オ．事業に対し、適切に検証、的確な評価をされているか。
- カ．計画における目標を実現するための今後の課題について適切に把握され、対応策が検討されているか。

1.3.2 監査手続

(1) ヒアリング

事業の状況等に関する関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリング

(2) 資料・文書の閲覧

事業に関する計画、条例、決裁文書等の閲覧

(3) 運用現場の視察

監査対象の保有資産の現場視察

1.3.3 監査の対象

(1) 監査の対象部局

ア．札幌市経済観光局中央卸売市場

イ．札幌市経済観光局農政部

(2) 監査対象期間

原則として令和3年度分の執行をベースとし、必要に応じその前後期間を追加した。

1.3.4 外部監査の実施期間

令和4年6月13日から令和5年2月9日まで

1.3.5 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

外部監査人	浅利 昌克	公認会計士
補助者	天羽 浩	公認会計士
同	佐々木大祐	公認会計士
同	石井 俊春	弁護士
同	千崎 史晴	弁護士

1.3.6 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

1.3.7 監査結果(指摘)及び意見について

本報告書では、監査の結果(指摘)に添えて意見を記載している。結果(指摘)は、合規性の観点から当然に是正を求める事項である。また、市の厳しい財政状況に鑑み、地方自治法第 2 条第 14 項の趣旨を厳格に解し、経済性、効率性及び有効性の観点から強く対応を求める事項については結果(指摘)としている事項もある。

他方、意見は、結果(指摘)には該当しないが、組織及び行政運営の合理化に資するために、是正・改善に向けた検討を求める事項である。

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。